

介護報酬の請求方法について

- 国民健康保険団体連合会が市町村の委託をうけて行う介護給付費の請求に関する審査・支払の事務処理は、医療保険と違い、複数のサービス事業者からの請求書を名寄せし、支給限度額管理をする必要があることから、審査・支払の処理を電算化することとし、そのための準備を進めているところである。
- したがって、サービス業者が行う請求についても、
 - ・ 介護給付費の請求方法が帳票による場合には、国保連合会におけるパンチ入力及び精査のための事務量が増加すると共に磁気化に係るパンチ入力経費が必要となり、事業コストが増加することになる
 - ・ 介護給付費の請求方法を磁気媒体か伝送にした場合には、支払の前までの審査に要する時間が短縮されるものと考えられる
 - ・ 国保連合会は限られた時間内に審査・支払の処理を行うことを求められること等を考慮すると、原則として、磁気媒体か伝送により行うことが適当である。
- 又、このような請求方法をとることにより、サービス事業者においても、事務の軽減、事務処理の迅速性が図られるものと考えられる。
- なお、以下の場合については、期間を限定して帳票による請求も可能とする。
 - ・ 介護保険法の施行時点で、診療報酬請求、措置費請求のための電算システムを導入していない事業所であって、
 - ① 支給限度額管理が不要な単品サービス（居宅療養管理指導、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護）のみを行うサービス事業所。
 - ② 一種類の在宅サービスのみを行うサービス事業所。